

雰囲気制御グローブボックスの解体撤去移設および電源更新作業

仕様書

1. 件名

雰囲気制御グローブボックスの解体撤去移設および電源更新作業

2. 目的および概要

本件は、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構）核燃料サイクル工学研究所 BE 資源・処分システム開発部 ニアフィールド研究グループが所有する雰囲気制御グローブボックス 2 台の解体撤去、雰囲気制御グローブボックス 1 台の移設、雰囲気制御グローブボックス用電源の更新作業を実施するものである。

3. 作業実施場所

核燃料サイクル工学研究所 地層処分基盤研究施設 研究棟 2 階雰囲気制御室
第 2 試験棟機器分析室

4. 納期

令和 7 年 11 月 14 日

5. 作業内容

5.1 対象設備

- ・ 解体撤去 株式会社美和製作所製雰囲気制御グローブボックス 2 台（雰囲気制御室）
- ・ 移設 株式会社 UNICO 製雰囲気制御グローブボックス 1 台（機器分析室）
- ・ 電源更新 雰囲気制御下腐食試験装置電源盤（雰囲気制御室）

5.2 作業範囲および項目

(1) 解体作業

雰囲気制御室に設置されている雰囲気制御グローブボックス（ガス精製装置、制御盤含む）2 台を解体する。解体作業時には、雰囲気制御室に設置されている装置・機器類を破損させないように注意して作業を行うとともに、必要に応じて移動や養生を行うこと。装置はボルト等で固定されており解体できるようになっているが、必要に応じて定められた手段を用いて解体を行う。装置類に接続している配管並びに電源ケーブルについては、原子力機構が指定する部分で取り外す。また、解体撤去で出る電源ケーブルおよび部品等は原子力機構のルールにのっとり分別する。200V の電源ケーブルは建屋分電盤 盤 2EL-1 から雰囲気制御下腐食試験装置電源盤までを撤去する。雰囲気制御下腐食試験装置電源盤内のブレーカー類はすべて撤去する。100V の電源ケーブル 2 本はそのまま残す。

(2) 運搬作業

上記(1)解体作業において発生した廃棄物を原子力機構の指定する使用器材置場等まで運搬する。運搬作業時には、雰囲気制御室に設置されている装置・機器類や移動経路（廊下、扉）を破損させないように注意して作業を行うとともに、必要に応じて移動、養生を行うこと。研究棟 2 階から屋外への搬出の際は、研究棟 2 階の搬出入口を経由するものとし、搬出口外側に足場を設置する。クレーンを利用して廃棄物を搬出して運搬車両に積載し、指定場所へ運搬する。クレーン操作および足場の設置は有資格者が行うこと。運搬車両で運搬する際は、荷台からの荷崩れ、ずり落ち防止措置を講ずること。運搬は原子力機構内の交通ルールに従い安全に運搬すること。搬出の際に使用する玉掛用具類に

については、耐荷重等が作業に合致したものを用意すること。また、健全性の確認のため、定期点検で正常であることを確認したものを使用することとし、作業の開始前には始業前点検を実施する。なお、受注者において定期点検を定めていない場合は、核燃料サイクル工学研究所「玉掛け作業の管理要領」に基づく定期点検を実施し、健全性を確認する。

(3) 移設作業

第 2 試験棟機器分析室に設置している雰囲気制御グローブボックス 1 台を研究棟 2 階雰囲気制御室へ移設する。移設作業時および運搬時には、機器分析室および雰囲気制御室に設置されている装置・機器類や移動経路（廊下、扉）を破損させないように注意して作業を行うとともに、必要に応じて移動、養生を行うこと。第 2 試験棟から屋外への搬出の際は、第 2 試験棟北側扉を経由する。運搬車両で運搬する際は、荷台からの荷崩れ、ずり落ち防止措置を講ずること。運搬は原子力機構内の交通ルールに従い安全に運搬すること。屋外から研究棟 2 階への搬入の際は、研究棟 2 階の搬出入口を経由するものとし、上記(2)で設置した足場を利用する。クレーンを利用して、雰囲気制御グローブボックスを研究棟 2 階に搬入し、雰囲気制御室内の原子力機構が指定する位置に仮置きする。クレーン操作は有資格者が行うこと。搬入の際に使用する玉掛用具類については、搬入時と同様とする。研究棟 2 階への搬入が終了次第、足場を解体する。足場の解体は有資格者が行うこと。また、移設した雰囲気制御グローブボックスの NW25 フランジには気密コネクタ（10 ピン）を設置すること。

(4) 電源更新作業

研究棟 2 階雰囲気制御室の雰囲気制御下腐食試験装置電源盤内（雰囲気制御室）に新規に漏電ブレーカー（2P50A30mA）2 個と漏電ブレーカー（2P20A30mA）1 個を設置し、漏電ブレーカー（2P50A30mA）2 個にはこれまで使用していた 100V の電源ライン 2 本をそれぞれ接続する。漏電ブレーカー（2P20A30mA）1 個には建屋分電盤 盤 2EL-1 の 03 から新たに電源を配線する。漏電ブレーカー（2P50A30mA）2 個からはそれぞれ雰囲気制御グローブボックスの裏側へ配線し、2 個口接地コンセントを 3 個設置する。漏電ブレーカー（2P20A30mA）1 個からは雰囲気制御グローブボックスの裏側へ配線し、4 個口接地コンセントを 1 個設置する。コンセントの設置位置は原子力機構が指定する位置とする。なお、その他、本作業に必要なとなる電気系統図およびケーブル、漏電ブレーカー、モール材、ジョイントボックスなどの電気部材等含む。

(5) 図書作成

10. 提出図書に示す図書を作成する。

6. 検査

解体撤去および移設時の外観検査（解体状態、搬出後の該当エリアの外観）

- ・ 解体状態確認： 解体状態が原子力機構の指定通りであることを担当者が目視で確認する。
検査の実施時期は、運搬前もしくは、指定場所での設置時に行う。
- ・ 状況確認： 搬出した後の雰囲気制御室に積み残しが無いことを目視により確認する。
- ・ 移設状態確認： 移設状態が原子力機構の指定通りであることを担当者が目視で確認する。
検査の実施時期は、移設完了時に行う。

更新した電源ラインの検査

- ・ 接続端子の状況：通電前に端子に緩みや傷などが無いことを電気従事者が目視および電工ドライバーで締め具合を確認する。
- ・ 絶縁抵抗測定：通電前に絶縁抵抗測定を実施し、異常が無いことを確認する。

7. 資格等

- (1) 移動式クレーン運転士
- (2) 足場組立作業主任者
- (3) 電気工事士
- (4) 作業責任者認定制度（請負側）現場責任者
- (5) 作業工程上、有資格者が行うべき作業がある場合は、その資格を有すること。その他、作業において必要な資格等は別添 1「作業における注意事項」を参照すること。

8. 支給物品および貸与品

8.1 支給物品

作業に必要な電力については無償支給する。但し、使用時期、使用量等については別途、原子力機構と協議すること。

8.2 貸与品

(1) 図書類

本業務を遂行するにあたり必要となる完成図書類。なお、貸与資料は業務終了後速やかに返却し、貸与資料の複写、第三者への開示は原則として禁止する。

(2) 注意事項

受注者は、貸与期間中は最良な管理を行い、万一、受注者の責任による損傷、滅失を生じた場合は弁償するものとする。

9. 使用道具、使用工具類

解体撤去、移設および電源更新作業で使用する工具類を以下に示す。

- ・ 検電器、絶縁抵抗測定器、電工ドライバー、ゴンドラ（安全柵付き）、ジャッキ、電動セーバーソー、吊りワイヤー、吊り帯、脚立、ハンマー、4点フックワイヤー、2mアルミ板、調整角材、養生シート、養生テープ、乗り継ぎ鉄板、アルミコーナー、介錯ロープ、シャックル、カラーコーン、カラーコーンバー、アンカー折り棒、手工具、安全带、掃除用具一式、ごみ袋、延長コード、延長ドラム、台車、ハンドリフト、厚コン、アンカー工具一式

10. 提出図書

受注者が原子力機構に提出する図書は、原則として表1のとおりとする。受注者は表1に示す確認が必要な図書については確認図書として提出し、原子力機構担当者の確認を受けること。提出図書は、原則として電子データ（excel、word または PDF 形式）を提出すること。様式、内容等について不

明確な点については、その都度原子力機構担当者と協議すること。

11. 検収条件

6項の検査の合格、10項の図書の確認および提出、並びに原子力機構が仕様書の定める業務が実施されたと認められた時を以て検収とする。

12. 適用法規・規定等

12.1 法規

- (1) 労働基準法
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 電気事業法
- (4) 茨城県公害防止条例
- (5) 廃棄物の処理および清掃に関する法律
- (6) その他関連法令等

12.2 規格基準等

- (1) 日本産業規格 (JIS)
- (2) 日本電気学会電気規格調査会標準規格 (JEC)
- (3) 日本電機工業会標準規格 (JEM)
- (4) 日本電線工業会標準規格 (JIL)
- (5) 電気設備技術基準
- (6) 内線規程 ((社)日本電気協会)
- (7) その他関連規格、基準等

12.3 所内規定等

- (1) サイクル工学研究所 電気工作物保安規程
- (2) 共通安全作業基準・要領
- (3) 一般廃棄物・産業廃棄物のリサイクル取扱要領書
- (4) その他原子力機構が定める規定・基準

13. 検査員および監督員

検査員：一般検査 管財担当課長

監督員：BE 資源・処分システム開発部 ニアフィールド研究グループ員

14. 特記事項

- (1) 受注者は、原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力および高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規定等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は、異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。
- (3) 現地作業は原則、原子力機構の就業時間内とする。やむを得ず時間外作業を行う場合は、あら

かじめ原子力機構の了承を得るとともに所定の手続きを行うこと。

- (4) 作業の実施に当たっては別添1「作業における注意事項」を確認の上、安全に作業を実施すること。
- (5) 雰囲気制御グローブボックスは気密性の高い装置であり、気密性への影響を及ぼさないよう作業を行う必要がある。移設作業にあたっては、雰囲気制御グローブボックスの設置等の作業経験を有するとともに雰囲気制御グローブボックスの構造を理解している者を従事させること。

15. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令する者（以下、総括責任者）およびその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理および作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する原子力機構との連絡および調整
- (3) 仕様書に基づく定常外業務の請負処理
- (4) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

16. グリーン購入法の推進

- (1) 本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA機器等）が発生する場合は、これを採用すること。
- (2) 本仕様書に定める提出図書（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

17. 安全管理

- (1) 作業は、予め原子力機構の確認を得た作業計画書等に従って実施するものとする。また、法令および原子力機構の定める規定等を遵守するとともに、労働安全衛生関係法令に基づいて労働災害の防止に努めなければならない。
- (2) 受注者は、(1)に従わないことにより生じた原子力機構の損害については、全責任を負うものとする。
- (3) 受注者は現場責任者を選任し、現地作業期間の全工程にわたり常駐させて安全確保に努めるものとする。
- (4) 作業中の現場責任者は、常に作業工程、手順等に注意し、施設内の業務に支障をきたさないように努めるものとする。また、作業工程に変更が生じた場合は原子力機構担当者の確認を得た後、変更後の作業工程表を提出すること。
- (5) 本作業に伴い、資格が必要な作業に当たっては、その資格を有する者を担当者とする。
- (6) 本作業において、本仕様書に記載のない部品交換等が必要となった場合は、原子力機構担当者に連絡する。なお、交換作業および費用については、別途、原子力機構担当者と協議するものとする。
- (7) 作業の実施に当たっては、別添1「作業における注意事項」を確認の上、安全に作業を実施すること。

18. 不適合の処置

検収後 1 年以内に明らかに受注者の責に帰すべき不適合が発見された場合には、受注者は無償にて速やかに修復、修正するなど適切な処置を講ずるものとする。

19. 協議

本仕様書に記載されている事項および記載無き事項に関して疑義が生じた場合は、速やかに原子力機構と協議の上、その決定に従うものとする。

20. 異常時の措置

- (1) 受注者は、本作業の実施に当たり、あらかじめ原子力機構が指示した事項といえども安全確保が困難と判断した場合は、速やかに作業を中断する等、作業員の安全確保に努めるとともに、原子力機構に連絡すること。
- (2) 作業区域において、万一作業者が被災した場合は、作業者の生命、身体の救急を最優先とし、直ちに応急措置を行うとともに、原子力機構に連絡すること。

21. 機密保持

受注者は、業務を実施することにより取得した当該業務および作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料および情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。

以上

表 1 提出図書一覧

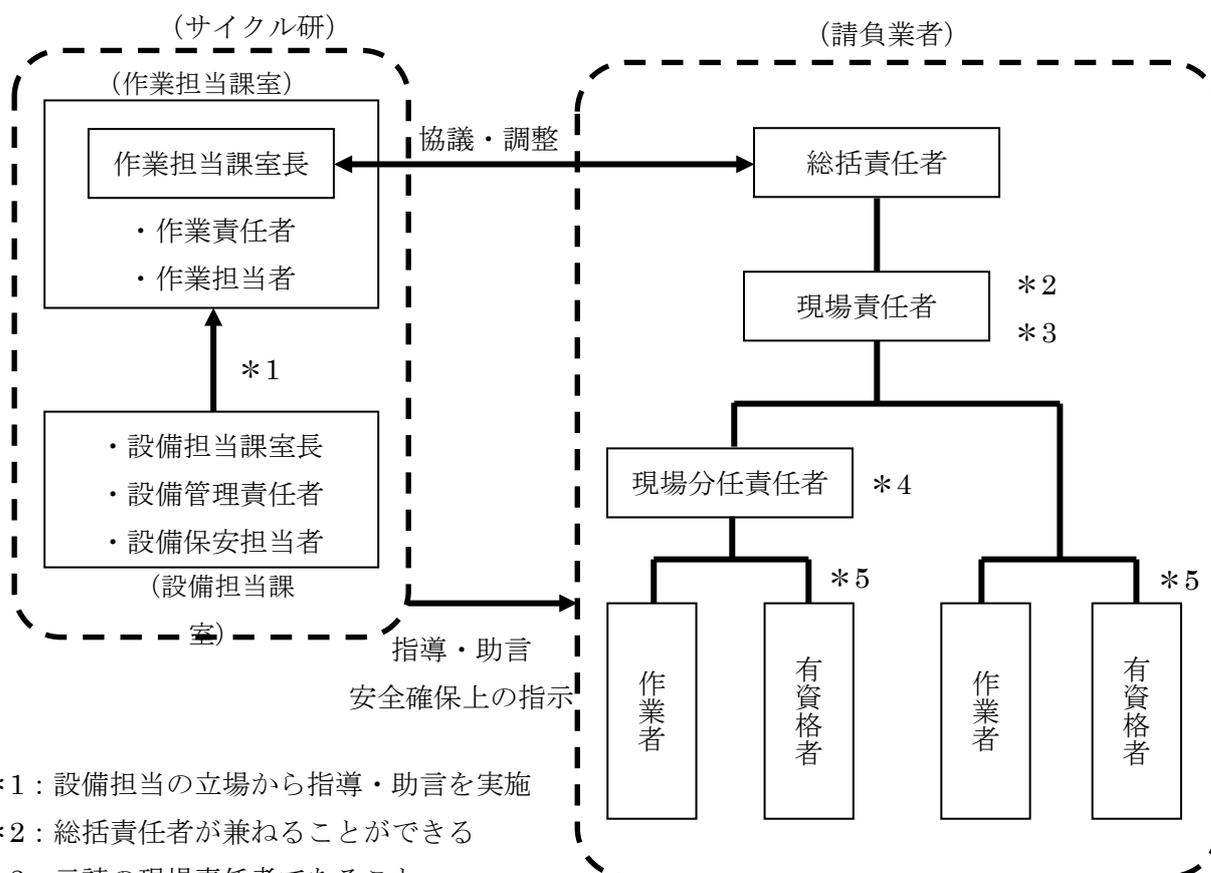
	図書名	部数	提出期限	要確認	備考
契約後	工程表	2	契約後速やかに	○	
	作業要領書	2	契約後速やかに	○	
	委任又は下請負届	1	作業開始 2 週間前迄	○	・原子力機構の様式による ・下請負等がある場合に適用
	打合せ議事録	2	打合せ後速やかに	○	
作業前	作業計画書 ・作業手順書 ・工事安全組織 ・責任者届 ・作業員名簿 ・資格証明書 ・安全衛生チェックリスト ・リスクアセスメント	1	作業開始 2 週間前迄	○	・作業計画書は原子力機構の様式による ・作業員名簿には有資格者名簿も含む ・資格証明書は各種資格書の写し ・リスクアセスメントの実施要領がない業者は、原子力機構の実施要領に基づくこと
	TBM・KY 実施記録	1	当日朝	○	原子力機構の様式による
	作業日報	1	翌朝迄	○	
作業後	検査成績書	1	作業終了後速やかに	○	
その他	その他必要とする書類	—	その都度	—	提出部数、確認の有無は別途協議とする

作業における注意事項

本契約における作業は、核燃料サイクル工学研究所（以下、サイクル研）で定める共通安全作業基準・要領に従い行うものとする。サイクル研は核燃料物質を扱う施設を含むため、法令の定めや規制当局からの指導、自治体との協定などを満足するように、安全管理の方法が定められており、厳格に順守することを求められている。このことから、作業を行う上で、サイクル研以外の場所においては、通常認められると考えられる方法を適用したいと考えた場合でも、手続きを踏まなくては適用できない場合がある。契約を行う上で、どのような条件下での作業を想定しなくてはならないかの例を示すため、以下に共通安全作業基準・要領の要約を示す。

1. 請負作業における安全管理体制

請負作業における安全管理体制は、下図に示す通りとし作業の実施においては機構側から安全確保上の指示を適宜行うものとする。また、下図における現場責任者、現場分任責任者については、サイクル研で実施する現場責任者等教育を受講し現場責任者の認定を受けたものを選任すること。



- *1: 設備担当の立場から指導・助言を実施
- *2: 総括責任者が兼ねることができる
- *3: 元請の現場責任者であること
- *4: 作業場所が複数ある場合、又は下請業者を使う場合に選任する

*5：法令に定める作業指揮者，作業主任者など

2. 請負作業遂行上の原則

(1) 安全の確保

請負業者は，サイクル研構内施設等で請負作業を行うに当たっては，自らの責任において当該請負作業の安全を確保しなければならない。また，請負業者は，安全確保のために行う作業担当課室長又は機構側の責任者等からの指示に従わなければならない。

(2) 作業計画書の作成

請負業者は，請負作業の実施に当たり，共通安全作業基準「Ⅱ．作業計画作成基準」に基づき「作業計画書」を作成し，作業担当課室長の承認を得る。作業計画書の作成に当たっては，事前に安全対策等について作業担当課室と十分に協議・調整を行うこと。

(3) 作業における危険のポイントの洗い出し

共通安全作業基準「Ⅱ．作業計画作成基準」に基づき「安全衛生チェックリスト」によるチェック及びリスクアセスメントを行うこと。

(4) 作業の中断

現場責任者は，当該請負作業の実施中において以下に示す事態が発生又は確認された場合，もしくはそのおそれや予兆を認めた場合は，直ちに作業を中断し，機構側作業担当者へ連絡すること。

- ①作業員の負傷又は職業性疾病が発生した場合。
- ②火災・爆発の発生等，研究所規則「事故対策規則」に定める事故が発生した場合。
- ③使用設備又は機器に安全上の問題が生じた場合。
- ④作業手順書の準備やホールドポイントの確認，作業体制の整備等に問題が生じた場合。
- ⑤作業内容の変化又は異種作業へ移行する際において，当初計画していた作業内容を超える場合。
- ⑥契約に定める請負作業の範囲を逸脱する場合。
- ⑦作業の継続が安全上の問題を生じるおそれがある場合。
- ⑧その他，作業内容に疑義が生じた場合。

(5) 作業の再開

前項により中断した請負作業を再開するに当たっては，作業計画書の変更，不安全箇所の改善等の必要な手続き・措置を行い，作業担当課室長と協議・調整して了解を得た後とすること。

(6) 使用する資機材・保護具類について

作業に使用する資機材・保護具類は事前に点検し健全性を確認したものを持ち込むこと。

3. 火災・爆発・電気事故の防止

現場責任者等は、火災・爆発・電気事故の防止のため、作業員全員に次の事項を遵守徹底すること。

(1) 火気取扱及び電気仮配線

溶接・溶断、その他火気（グラインダー等火花の出る工具や外表面温度が 100℃を超える発熱器具）を使用する場合は、所定の手続きを行い当研究所の許可を得ること。

また、作業に用いる電気の仮配線は、作業担当課室の許可を得ること。

(2) 消火器

火気取扱作業時には、新品若しくは事前点検により健全性を確認した消火器を作業場所等に準備すること。

(3) 危険物

高圧ガスボンベ・危険物及び指定可燃物等の爆発性・引火性又は可燃性のものは、転倒防止や付近には、火気又は引火性、発火性、腐食性の物を置かない等、必要な防護措置を行った上、作業担当課室の指示する場所に保管すること。

(4) 残火の確認

火気を使用したものは、残火の確認として作業終了後 60 分間の継続監視・再確認を行うこと。

4. 労働災害防止に関する遵守事項

(1) 計画外作業の禁止

契約に基づき作成・提出した作業計画書に添付した作業要領書・手順書（安全対策を含む。）に記載のない作業（「計画外作業」という。）は、行わないこと。また、作業計画書のとおり作業が進められず、計画外作業が生じるおそれやその予兆を認めた場合、作業を中断し、作業計画書の変更、リスクアセスメント等の再評価を行い、作業担当課室の確認・承認を得ること。

(2) 運搬作業

重量物を取扱う作業にあつては、共同作業等による労働災害を防止するために次の事項を遵守すること。また、人力での物の移動、運搬は 1 人 30kg 以下を目安に行うこと。

30kg を超える物の移動，運搬は運搬車，クレーン，フォークリフト等で行うこと。

・荷役運搬作業に係る作業指揮者

荷役運搬作業のうち下表に該当するときは，直接運搬作業を行う者以外の者を作業指揮者に指名し，周囲の状況確認及び共同作業の合図の確認等，安全の確認のほか，車両系荷役運搬機械等の機能及び安全性について事前点検を行わせること。

作業内容		車両系荷役運搬機械等作業指揮者	積卸し作業指揮者	労働安全衛生規則
複数人員作業	車両系荷役運搬機械等を用いての積卸し以外の荷役運搬（横持ち等）	○	—	安衛則 第 151 条の 4
	一の荷が 100kg 以上で車両系荷役運搬機械等を用いる積卸し	○	○	安衛則 第 151 条の 62 安衛則 第 151 条の 70
	一の荷が 100kg 未満で車両系荷役運搬機械等を用いる積卸し	○	—	
	一の荷が 100kg 以上で人力による積卸し	—	○	—
	一の荷が 100kg 未満で人力による積卸し	—	—	—
単独可能作業	人力荷役，ロープ掛け・ロープ解き，シート掛け・シート外し，車両系荷役運搬機械等を用いる荷役運搬	—	—	—

・玉掛作業及びクレーン運転等

玉掛作業及びクレーン運転は，有資格者の中から指名し，そのものに行わせること。
なお，危険度及び有害性の高い作業については，熟練者に行わせること。

・保護帽及び安全靴等

重長物を取扱う際は保護帽及び安全靴等を着用させること。

・長尺物の運搬

長尺物の運搬を行うときには「長尺物の前後端に赤札を取りつけるか」又は「誘導者を指名する」等，安全に運搬すること。

(3) 高所作業等の墜落防止

高所の作業床又は開口部等での墜落による災害を防止するため，次の事項を遵守すること。

・特別教育の受講

足場（高さ 2m 以上）の組立て，解体又は変更の作業を実施する前に作業員全員は法令に基づく特別教育を受講していること。ただし，足場の組立て等作業主任者技能講習の修了者を除く。

- ・足場組立等の作業指揮者

足場の組立て、解体又は変更作業において、足場の組立て等作業主任者を要しない足場の高さが5mに満たない場合は、作業指揮者を指名し、その者に作業を直接指揮させること。

- ・墜落防止対策

墜落の危険がある箇所には、囲い、手すり（高さ85cm以上）、中棧（高さ35cm以上50cm以下）、覆い等を設けること。なお、足場に十分な安全対策が施せないときには、墜落制止用器具を安全に取り付けるための設備などを設置して墜落制止用器具を使用させるか墜落防止網の設置等の対策を講ずること。

- ・合図及び監視の徹底

現場責任者は、高所からの物品の落下の監視及び上下共同作業の合図等を確実に行うため、地上に専任の監視者を指名し、その者に作業指示を行わせること。

- ・保護帽の着用

高所作業を行う上下共同作業員は、全員保護帽を着用すること。

- ・高所分解作業

高所分解作業は危険度が高いので、作業員の健康状態（血圧・発作等）を考慮し、熟練者を指名し、その者に行わせること。なお、作業当日の健康状態により作業不可と判断した場合は作業員の入替えを指示する。

- ・開口部及びピット作業

開口部及びピット作業は、高所分解作業に準じて行うこと。なお、物品の落下を防止するための柵等を設け、さらに、その周囲には作業床面より高さ10cm以上の幅木を設けること。

- ・その他の遵守事項

- ①ローリングタワーは、作業員を乗せたまま移動させないこと。
- ②作業場の周辺に関係者以外は立入らせないこと。
- ③悪天候下においては、屋外の高所作業は行わないこと。
- ④足場組立、ローリングタワー又はリフターを使用する場合、周囲設備機器及び頭上部の空中電路、照明器具等への接触・破損防止対策を行うこと。
- ⑤脚立使用時は、開き止めのロックを確実にいき、天板に乗っての作業や跨いだ状態での作業はしないこと。また、支持者を配置し、脚立の転倒防止に努めること。
- ⑥はしご使用時は、脚と床面との角度を75度程度になるように設置し、両手に物を持って昇降しないこと。また、移動はしごは、滑り止め装置等が取り付けられていること。

（4）感電事故防止

作業場に隣接して活線又は充電部のある場合には、十分に安全な距離をとり、柵・ロー

プ等で囲いをするとともに、立入禁止・注意喚起等の標識をすること。また、アーク溶接機・電気ドリル等を使用して作業を行うときは、必ず感電防止用アース等を設けること。可搬型発電設備を使用する場合は、定期点検が実施されている「点検済証」を付されたものを使用すること。

(5) 危険・有害物取扱作業

爆発性・引火性及び有害物質を取扱う各種作業においては、あらかじめ作業担当者と打合せを行い、次の事項に留意すること。

- ・危険・有害性の周知

危険・有害性の特性及び取扱要領等に関する事項を作業者全員に教育し、安全衛生確保を図ること。

- ・保護具の着用

危険・有害取扱物質の性質に応じて手袋・保護眼鏡・前掛等を正しく着用させること。

- ・解体等作業

危険・有害物質の残渣等が懸念される設備等の解体等作業を行う場合には、作業着手前に作業担当者と十分な打合せを行うこと。

(6) 酸素欠乏症

ピット及びタンク等内の作業は、酸素欠乏症の発生のおそれがあるので、作業の開始前及び必要に応じて作業中においても酸素濃度及び硫化水素濃度を測定し、安全を確認し、作業を行うこと。

6. 異常時の措置

総括責任者は、当該請負作業において、負傷等の労働災害や火災・爆発等の事故等が発生した場合に備え、あらかじめ次に示す事項の実施について作業担当課室長と協議・調整しておくこと。

(1) 応急措置

現場責任者は、請負作業の実施中において、事故・災害等の異常事態が発生し又は発生するおそれがある場合は、直ちに作業を中断し、退避又は人命救助等、人命尊重を第一とした対応を行うとともに、可能な範囲で事態の拡大防止を図るための応急措置を行うこと。

(2) 通報連絡

作業員は、異常が発生させたとき又は発見したときは、直ちに電話若しくは口頭で機構側作業担当者等に通報するとともに速やかに現場責任者に連絡すること。なお、火災が発

生したとき又は救急車を要請するときは、直接、所轄消防署（外線 119）へ通報するとともに、機構側作業担当者等に通報する。

（3）事故等に係る報告書の作成・提出

総括責任者は、当該請負作業において負傷等の労働災害や火災・爆発等の事故等が発生した場合は、報告書の作成・提出について作業担当課室長と協議・調整し、対応すること。発生した事故等が負傷、職業性疾病又は個人疾病による救急車要請の場合については共通安全作業要領「A-9 請負作業の負傷・疾病に係る報告管理要領」に基づき、報告書を作業担当課室長に提出すること。

また、火災・爆発等の労働災害以外の事故等が生じた場合は、速やかに事故の概要、原因、再発防止対策に係る報告書を作成し、作業担当課室長に提出すること。報告書の様式については任意とする。なお、原因究明と対策に時間を要する場合は、作業担当課室長と協議・調整の上、報告できるものから報告書を随時提出することとし、最終的にすべてをまとめたものを提出すること。

（4）現場指揮所活動への支援・協力

請負業者は、当該請負作業において発生した事故等に係る機構の現場指揮所活動に対して、事故の収束活動及び情報提供等に支援・協力すること。

以上